

行動計画策定

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日までの 5 年間

2 内容

目標 1 育児休業に関する規定の整備、職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知する。また、育児休業をしている職員の職業能力の開発及び向上のための情報提供をする。

<対策>

- ・令和 7 年 10 月 制度に関するパンフレットの作成・配布、全職員を対象とした研修および社内報などによる全職員への周知
- ・令和 7 年 10 月 社内上部会議にて、育児休業をしている職員の職業能力の開発及び向上のための情報提供する内容、提供方法について検討する
- ・令和 7 年 11 月 社内上部会議にて決定した点について従業員に周知を図る

目標 2 年次有給休暇の取得率を年間で 70%以上とする。

<対策>

- ・各年 1 月 職員に各自取得日数の 50%以上の有給取得計画を策定してもらう
- ・各年 6 月 取得率の中間集計を実施して取得率を把握する
- ・各年 12 月 1 年間の取得率を集計し、従業員に結果報告。目標達成できていなければ、次年度達成できるように促す